

審 第 3 5 0 8 号  
答 申 第 5 6 3 号  
令 和 4 年 3 月 3 0 日

千葉県病院局長 山 崎 晋一朗 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 庄 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年4月13日付け病経管第120号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第817号

平成29年3月13日付けで審査請求人から提起された、平成29年2月21日付け病経  
管第1773号で行った行政文書開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年1月26日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県精神科医療センターの電気けいれん療法の実施・購入・保守整備点検をするために必要なものに関する文書一切。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、固定資産台帳、回議書、請求書、納品書、領収書、契約書、封筒、取扱説明書、調書、保守点検整備に関する文書、事故報告書、附属品や消耗品の購入、患者やその家族等の同意書の様式や添付書類、プレスリリース、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、報道、広報誌、業者との遣り取り、電話またはその他でのメモ、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、調査資料、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

少なくとも、千葉県精神科医療センターと病院局経営管理課を担当課にお含めください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」である。

### 3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として次に掲げる文書を特定した。

- (1) 平成25年度第9回機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書の交付について  
(以下「本件対象文書1」という。)
- (2) 平成25年度第9回機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会の開催について  
(通知) (以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて以下「本件各対象文書」という。)

### 4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、同年2月21日付け病経管第1773号で行政文書開示決定(以下「本件決定」という。)を行った。

### 5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年3月13日付けで審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

千葉県病院局長の平成29年2月21日付けの審査請求人に対する行政文書開示決定処分(病経管第1773号)を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

### 2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

### 3 反論書の要旨

#### (1) 文書の特定

ア 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

イ 対象文書として特定された文書は、2件であり、いずれも、平成25年度のも

のみである。しかし、千葉県精神科医療センターは、平成25年12月20日より前にも、また、平成26年度以降現在に至るまでも、電気けいれん療法を実施しているのであり、本件で特定された以外の期間における対象文書が全く存在しないことは考えられない。また、本件で特定された期間にもまだ文書が特定漏れされているおそれがある。

ウ 本件担当課が、電気けいれん療法の機器や付属器具等の購入廃棄保守整備等について紙媒体の文書やFAXや電子メール等で千葉県精神科医療センターや当該企業等と遣り取りしているものが当然、存在するはずである。

#### 第4 実施機関の弁明要旨

##### 1 処分の理由（開示の理由について）

本件各対象文書には、不開示情報が記録されていなかったことから、開示としたものである。

##### 2 弁明の理由

審査請求人は、文書の探索が不十分であるか又は対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である旨主張する。

しかしながら、病院局経営管理課には特定した行政文書以外には対象行政文書が存在しなかったため、本件決定を行ったものであることから、審査請求人の主張には理由がない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件各対象文書

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、本件各対象文書は特定の電気けいれん治療器に係る行政文書であり、その構成は次のとおりであった。

###### (1) 本件対象文書1について

本件対象文書1は、平成25年度第9回機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会において決定された、機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書を交付する旨の決裁文書であり、起案用紙（その一）、起案用紙（その二）、当該審査書（案）、当該選定審査会における審査案件の一覧及び当該審査書の写しから構成されている。

(2) 本件対象文書2について

本件対象文書2は、電気けいれん療法を行うに当たり使用する特定の機器を購入するに当たって開催された、当該選定審査会の開催を通知する旨の決裁文書であり、起案用紙（その一）、起案用紙（その二）、当該選定審査会の開催について（通知）（案）、平成25年12月25日審査会（25年度分）審査予定案件一覧、当該選定審査会の開催について（通知）、機種等選定・委託事業等指名業者選定審査依頼書、機種・仕様等選定書及び1機種選定となる理由から構成されている。

2 本件請求に係る対象文書の特定

審査請求人は、文書の探索が不十分である旨主張していることから、次のとおり検討する。

(1) 当審査会が本件各対象文書を見分したところ、本件請求に係る対象文書として、当該選定審査会以外に実施された、電気けいれん治療器の購入に係る同様の選定審査会に係る文書が特定されていないことが認められた。

そのため、当審査会が、実施機関に当該文書を対象文書として特定していない理由について説明を求めるとともに、当該文書を含めた本件請求に係る対象文書を再度探索するよう求めたところ次のとおりであった。

ア 当該治療器は平成15年度にも購入しているが、その際に開催された同様の選定審査会に係る文書を編冊した簿冊等については、保存期間が満了し廃棄していると考えられる。

イ 本件請求に係る対象文書を再度探索したが、当該文書及び廃棄した旨の記録の保有を確認することはできなかった。

ウ なお、当該選定審査会以降本件請求の時点の間には、新たに当該治療器を購入していないことから、当該治療器の購入に係る同様の選定審査会も開催していない。

(2) また、当審査会が確認したところ、機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会に係る文書を編冊した簿冊等の保存期間は5年間であり、平成15年度の当該治療器の購入に当たって開催された同様の選定審査会に係る文書については、本件請求の時点で保存期間が満了していることが認められた。

(3) これらのことからすると、当該選定審査会以外に実施された、当該治療器の購入に係る同様の選定審査会に係る文書を編冊した簿冊等については、実施機関が説明するとおり、保存期間が満了し廃棄したと考えられる。

したがって、当該簿冊等に係る当該記録を作成していない点において事務の処理に問題はあるが、この点を除いて、実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、実施機関における対象文書の特定は妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

### 4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月13日	諮問書の受付
平成29年 5月30日	反論書の写しの受付
令和 3年 9月28日	審議
令和 3年10月29日	審議

(参考)

### 千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	
荘 司 久 雄	前城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘 美	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)